

再犯防止の推進について

再犯の防止等の推進に関する法律の概要

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請願
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

加賀市再犯防止推進計画の趣旨

「地方再犯防止推進計画」は再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案して定める（努力義務）。

計画の趣旨

- ・第4期加賀市地域福祉計画（福祉こころまちプラン）では、罪を犯した人等への社会復帰支援の在り方について、横断的に取り組むこととしています。
- ・再犯防止にかかる支援は、就労、住居、保健医療、福祉、教育等多岐に渡ることから、再犯防止に関する支援や実施施策を具体化し、地域全体での取り組みを推進します。

犯罪をした人たちが孤立することなく、円滑な社会復帰を支援していくとともに、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

計画策定の体制

体制

「加賀市再犯防止推進計画」を策定するにあたり、学識経験者と関係団体で構成する「加賀市再犯防止推進計画策定委員会」を立ち上げて内容を検討するとともに、多岐にわたる分野について庁内横断的な検討も行います。

	区分	団体	職名
1	学識経験者	金城大学	教授
2	国関係	金沢保護観察所	企画調整課長
3	//	加賀公共職業安定所	統括職業指導官
4	県関係	大聖寺警察署	生活安全課長
5	更生保護関係	加賀保護区保護司会	会長
6	//	加賀地区更生保護女性会	会長
7	社会福祉関係	加賀市社会福祉協議会	事務局長
8	民間協力団体	加賀商工会議所	常務理事兼事務局長

計画の期間・基本方針・成果指標

計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

基本方針

重点的に取り組むべき5つの課題を設定し、犯罪をした人たちの円滑な社会復帰を支援します。そのために、国、県、他の市町や関係団体と連携しながら、再犯防止施策に総合的な視点で取り組みます。

成果指標

本市の再犯者数について、計画年度終了年度までに20%以上の減少を目指します。（少年除く）

5つの重点分野と施策体系

【重点分野1】

就労・住居の確保

1. 事業所に対する啓発 2. 協力雇用主制度のPR 3. 競争入札参加資格審査での加点措置 4. 就労の自立支援
5. 市営住宅への受け入れ 6. 住まいの自立支援

【重点分野2】

福祉・医療・保健サービスの提供

7. 見守り支えあい体制の検討 8. 相談支援 9. 犯罪をした者等に対する保健医療・福祉サービスの周知
10. 地域生活定着支援センターとの連携

【重点分野3】

非行の未然防止と学び直しの支援

11. 社会を明るくする運動 12. 非行防止、薬物乱用防止教育 13. スクールカウンセラーの派遣 14. 子どもの学習支援

【重点分野4】

犯罪をした人一人ひとりの特性に応じた支援の実施

15. 相談支援（再掲） 16. 女性の抱える問題に応じた支援 17. 青少年に関する育成支援

【重点分野5】

関係機関等との連携強化と広報啓発活動の推進

18. 社会を明るくする運動（再掲） 19. 広報誌等による理解促進 20. 保護司の人材確保 21. 面談場所の提供
22. 更生保護施設内での更正支援

スケジュール

スケジュール

策定委員会での検討および庁内横断的な検討を随時行い、健康福祉審議会への報告とパブリックコメントを経て、令和5年3月に公表予定。

時期	策定委員会	健康福祉審議会	庁内検討	その他
9月	第1回			諮問
10月			第1回	
11月	第2回			
12月		第1回	第2回	
1月	第3回			パブリックコメント
2月				
3月	第4回	第2回		答申・公表